

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「測定器定期校正」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 納 期：2026年 2月27日
- (5) 納 入 場 所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附504-36
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号：110-0015
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名：公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署：総務部 契約課
フリガナ：イイズミ ジュンコ
担 当 者 名：飯泉 順子
電 話 番 号：03-5816-7765
F A X：03-3834-5265
M a i l：keiyaku-info@jnmcc.or.jp
- (2) 参加意志確認書の提出期限
2025年 5月14日（水） 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着（電子メール可）
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。
- (3) 提出書類（電子メール可）
・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）等の写し（「3.(2)」参照） 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。
 - ①成年被後見人
 - ②未成年者、被保佐人及び被補助人（契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。）
 - ③破産者で復権を得ない者
 - ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者（代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。）
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2025年度 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2025年 4月25日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

提出方法 (いずれか)	⇒	電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒	可

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩 和 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2025年4月25日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「測定器定期校正」
2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メール

測定器定期校正

仕様書

2025年度

公益財団法人 核物質管理センター

目次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 納入場所及び納入条件	1
4. 納期	1
5. 対象機器	1
6. 作業内容	3
7. 支給品及び貸与品	3
8. 提出書類	4
9. 検収条件	4
10. 契約不適合責任	4
11. 協議	4
12. 特記事項	4

1. 件名

測定器定期校正

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下、「センター」という。）検査分析部六ヶ所検査課（以下、「六ヶ所検査課」という。）が保障措置検査用機器の健全性維持のために使用する測定器の校正に係る仕様を定めたものである。

3. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

青森県上北郡六ヶ所村尾駸字野附504-36
六ヶ所保障措置センター内指定場所

(2) 納入条件

作業終了後速やかに、上記の納入場所に輸送すること。

4. 納期

2026年2月27日

5. 対象機器

(1) デジタルマルチメーター

製造元	型式	台数
YOKOGAWA	73203	1
YOKOGAWA	73402	1
三和電気計器	PC20	5
IWATSU	VOAC7521A	1

計8台

(2) クランプメーター

製造元	型式	台数
KYORITSU	2414	1
KYORITSU	2413F	1
FLUKE	345	1
HIOKI	CM4002	3

計6台

(3) オシロスコープ

製造元	型式	台数
FLUKE	124B	1

計 1 台

(4) 放射温度計

製造元	型式	台数
FLUKE	62MAX	5

計 5 台

(5) 温湿度ロガー

製造元	型式	台数
HIOKI	本体 : LR8514 センサー : Z2011	3

計 3 台

(6) デジタル絶縁抵抗計

製造元	型式	台数
YOKOGAWA	MY40	1

計 1 台

(7) コンパクトキャリブレータ

製造元	型式	台数
YOKOGAWA	CA150	2

計 2 台

(8) ハンドヘルドデータロガー

製造元	型式	台数
東京測器研究所	TC-32K	2

計 2 台

(9) 高電圧デジタル電圧計

製造元	型式	台数
KIKUSUI	149-10A	1

計 1 台

(10) 電子ノギス

製造元	型式	台数
MITUTOYO	CD-30C	1

計 1 台

(11) 対比試験片(鋼)RB-T

製造元	型式	個数
NDT マート	KY-BLK5A	1
NDT マート	KY-BLK5B	1
NDT マート	KY-BLK4	1

計 3 個

(12) M 型標準ノギス

製造元	型式	台数
MITUTOYO	530-108 N20	1
MITUTOYO	530-190 N30	1

計 2 台

(13) 超音波厚さ計

製造元	型式	台数
日本電磁測器	UDM-750	1

計 1 台

6. 作業内容

(1) 較正作業

「5. 対象機器」に示す機器が製造元の定める測定精度及び誤差の仕様を満たしていることを確認すること。また、製造元の定める測定精度及び誤差の仕様を満たさない場合、その仕様を満たすよう調整すること。

本作業を実施するにあたり、使用する測定器は、国家標準又は国際標準にトレースされ、較正有効期限内のものを使用すること。

(2) 作業時期

1) 作業回数

「5. 対象機器」の六ヶ所検査課使用状況を考慮するため、較正作業は2回に分けて実施する。

2) 作業時期の調整

受注者は六ヶ所検査課と作業時期の調整を行う。

7. 支給品及び貸与品

(1) 支給品

なし

(2) 貸与品

1) 品名及び数量

「5. 対象機器」に示す機器

2) 引渡時期及び方法

六ヶ所検査課は受注者と引渡時期を調整し、六ヶ所検査課が受注者の指定場所へ輸送する。

3) 返却時期及び方法

作業終了後、速やかに受注者が納入場所へ輸送する。

8. 提出書類

書類名	提出期限	部数
物品預り書	引渡し後、速やかに	1部
作業報告書	作業終了後、速やかに	1部
較正証明書、試験成績書 及びトレーサビリティ証明書	作業終了後、速やかに	1部

(提出場所) 六ヶ所検査課

9. 検収条件

「8. 提出書類」の完納並びに、本仕様書に定める全ての作業が実施されたとセンターが認めたことをもって検収とする。

10. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

11. 協議

本仕様書に記載している事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、センターと協議のうえ、その決定に従うものとする。

12. 特記事項

- (1) 受注者は、本作業に関して知り得た情報を厳重に管理し、本作業以外の目的で使用又は受注者及び下請け会社を除く第三者への開示、提供して

はならない。但し、あらかじめ書面によりセンターの承認を受けた場合はこの限りではない。

- (2) 受注者は、本作業に関して使用する機器に適用される法令を調査し、法令に基づく申請または届出の要否を確認すること。また、申請または届出が必要な場合は、受注者が代行するか、代行できない場合は六ヶ所検査課へその旨を報告すること。

以上